

岩沼市農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき委嘱されている、農地利用の最適化の推進のための、現在の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の任期満了に伴い、以下により新たに推進委員の募集を行ないます。

※農業委員と推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼ねることはできません。

1. 募集人員、任期等

(1) 募集人数

7人（別表の区分により、募集します。）

(2) 任期

委嘱の日～令和6年2月18日

(3) 身分

岩沼市の非常勤の特別職の職員

(4) 報酬

基本給	月額19,600円
能率給（活動実績）	月額7,000円以内で、農林水産省が定める算式に基づき算出した額
能率給（成果実績）	農林水産省が定める算式に基づき算出した額

2. 職務内容

(1) 農地の利用の最適化を推進するための業務

担い手等への農地の集積・集約や、遊休農地等の発生防止・解消の取り組みを行うなど、主に、現場活動中心に行ないます。また、農地の集積・集約に関しては、農地中間管理機構との連携及び農業委員とも連携を図りながら、効果的に業務を行ないます。

(2) 農家からの相談対応及び地域の会合等への参加

農家からの農業に関する様々な相談に対応するとともに、地域で行われる、農業に関する様々な会合等に積極的に参加をし、人と農地のマッチングを行います。

(3) 各種会議、研修会等への出席

推進委員の業務に関連する各種会議や、研修会に出席し、農業委員

会の業務に主体的に取り組んでいただきます。

3. 推薦を受ける者、応募する者の資格

推進委員として推薦を受けたり、応募したりできるのは、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当区域内において農地等の利用の最適化の推進に資する事項に関し、その業務を適切に行なうことができる者でなければなりません。また、以下のいずれかに該当する者は、推進委員になれません。

- (1) 推進委員の委嘱予定日において、市内に住所を有しない者
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 受付期限及び提出様式

(1) 受付期限

令和2年9月30日（水）必着

(2) 推薦及び応募様式

①個人（3名以上）からの推薦の場合

- ・推薦書（様式第1号）
- ・被推薦承諾書（様式第4号）

②農業者により組織される法人又は団体からの推薦の場合

- ・推薦書（様式第2号）
- ・被推薦承諾書（様式第4号）

③応募の場合

- ・応募届出書（様式第3号）

5. 提出方法

規定の様式に必要事項を記入の上、農業委員会事務局へ提出ください。

平日の午前8時30分より午後5時15分まで

（土・日・祝日は受付できません。）

6. 提出先

岩沼市農業委員会事務局（岩沼市役所3階）
〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号
電話：0223-22-1111（内線361）
FAX：0223-22-1264

7. 選考方法

提出された書類をもとに審査をします。（評価委員会を開催し、審査を行いません。必要に応じ、面接等を行なう場合があります。）

8. 選考結果の通知

結果は、推薦及び応募された方に文書で通知します。

9. 募集内容の公表について

募集期間の中間及び期間終了後に、推薦者（推薦する者）、候補者（推薦を受ける者）、応募者それぞれの書類の記載事項について、住所等を除いた情報を、市ホームページにより公表します。

10. 個人情報の取扱い

募集に際して提出された書類等は返却いたしません。なお、募集に関して取得した個人情報は、選考に関する事務以外の目的では使用いたしません。また、提出された書類に記載された内容に係る確認のため、必要に応じ関係機関に照会を行います。

11. 問合せ先

岩沼市農業委員会事務局（岩沼市役所3階）
〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号
電話：0223-22-1111（内線361）
FAX：0223-22-1264

別表（1.（1）関係）

区 域 名	担当行政区	定数
西部 地区	原 玉崎上 玉崎下 根方南 根方北 北長谷南 北長谷北 松ヶ丘第一 松ヶ丘第二 三色吉南 千貫団地 三色吉中 平等団地 三色吉北 長岡上 長岡下 小川上 小川下 志賀上 志賀中 志賀下	3人
中央 地区	吹上第一西 吹上第一東 吹上第二 吹上第三 桑原第二 桑原第三 桑原西 桑原第一 阿武隈 阿武隈団地 藤浪西 藤浪東 本町第二 稲荷町 本町第一 二木第一 二木第二 大手町 中央一丁目第一 中央一丁目第二 中央一丁目第三 桜第一南 桜第一西 桜第一東 桜第二 中央二丁目 館下第一 館下第二 中央三丁目第一 中央三丁目第二 桜第三 相の原団地 桜第四 桜第五 末広 相の原 相の原第二 中央四丁目第一 中央四丁目第二 中央四丁目第三 栄町北 栄町中央 栄町南 栄町東 土ヶ崎第一北 土ヶ崎第一南 土ヶ崎第二 土ヶ崎第三 たけくま第三 たけくま第一西 たけくま第一東 朝日西 朝日東第一 朝日東第二 たけくま第二西 たけくま第二東 梶橋 相の原第三	1人
東部 地区	寺島 蒲崎北 蒲崎南 新浜 早股上 早股中 早股下一 早股下二 長谷釜 押分 里の杜北 里の杜南 押分団地 林一 玉浦西一丁目 玉浦西二丁目 玉浦西三丁目西 玉浦西三丁目東 玉浦西四丁目 林二 恵み野西 恵み野東 二野倉 下野郷上 下野郷下 矢野目上 矢野目中 矢野目下一 矢野目下二 相野釜 藤曾根	3人